

重要事項説明書（介護予防訪問看護を含む）

訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要（指定訪問看護サービスを提供する事業所について）

事業者名称	医療法人 KMC
代表者氏名	理事長 駒田 文彦
本社所在地 （連絡先及び電話番号等）	〒515-0033 松阪市垣鼻町 1761-23 TEL :0598-25-1024 FAX :0598-25-1034

2. 事業所概要（利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について）

事業所名称	虹が丘訪問看護ステーション
介護保険指定 事業者番号	2460790286
事業所所在地	〒515-0041 松阪市上川町 215 番地 1
連絡先 相談担当者名	TEL : 0598-20-2044 FAX:0598-31-2074 管理者 市川 千恵子
事業所の通常通常の 事業の実施地域	松阪市、多気町、明和町

3. 事業の目的と運営方針

【事業の目的】

居宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

【運営の方針】

（１）虹が丘訪問看護ステーション（以下本事業所という。）の看護師その他の従事者は、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。

（２）本事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう事業実施体制の整備に努めます。

（３）本事業所は事業の運営にあたって、関係区市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 本事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非 常 勤	職務内容	計
管理者	看護師	1 名		訪問看護	1 名
看護師	看護師	2 名	1 名	訪問看護	3 名
	准看護師			訪問看護	

5, 営業時間

営業時間	午前 9 時～午後 6 時
事業所の営業日	月火木金土
事業所の休業日	水日、祝日、年末年始（12/30～1/3）夏季休暇

6, 提供するサービスの内容と禁止行為について

(1) 提供するサービスの内容

サービス区分種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業所が作成した居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、支援目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 1 病状の観察 2 床ずれの予防及び処置 3 体位変換、食事、排泄の介助 4 入浴、清拭、洗髪の介助 5 カテーテルなどの医療器具の管理 6 リハビリテーションの指導 7 在宅ケアに関する諸サービスの情報提供 8 ご家族・介護者の看護に関する相談や指導 9 介護や福祉制度の相談 10 その他主治医の指示に基づく必要な看護 11 介護予防訪問看護（口腔ケア・栄養指導・リハビリ・身体維持機能など） 12 入退院（所）時の共同指導 13 その他サービス（療養相談・助言・その他）

(2) 看護師等の禁止行為

看護師等はサービス提供に当たって、次の行為は行いません。

- 1 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 2 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 3 利用者の同居家族に対するサービス提供
- 4 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 5 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- 6 その他利用者又は家族に対して行う宗教・政治・営利活動、その他迷惑行為

7, 利用料

(1) 利用料として医療保険関係法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。

(2) 利用者は、虹が丘訪問看護ステーション利用金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。

(3) 利用料金の支払い方法

口座振替または現金払いとなります。利用料は1カ月単位とし、当該月の利用料は、翌月中旬までに請求書をお渡しいたします。現金払いの方は、訪問時に集金し、領収書を発行いたします。虹が丘クリニックへ請求書を持参しお支払いいただくことも可能です。

8, 緊急時等の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅支援事業所等へ連絡します。

9, 事故発生時の対応

(1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10, 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

(1) 感染症蔓延及び災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

(2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。

感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

11, 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

12, 不適切な対応防止

本事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待等ハラスメントの防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。

(2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

13、苦情申立の窓口

虹が丘訪問看護ステーション 担当者 市川 千恵子	所在地 松阪市上川町高田 4322-1 電話 0598-20-2044
松阪市高齢者支援課 高齢者サービス係	所在地 松阪殿町 1340 番地 電話 0598-53-4064 FAX 0598-26-4035
松阪市健康福祉部 介護保険課	所在地 松阪市殿町 1340-1 電話 0598-53-4190 FAX 0598-26-4035
多気町 町民環境課 介護保険係	所在地 多気郡多気町相可 1600 番地 電話 0598-38-1113 FAX 0598-38-1140
三重県国民健康保険団体連合会	所在地 津市桜橋 2 丁目 96 番地 電話 059-222-1113